



「 周術期等の口腔機能管理について② 」

放射線治療・化学療法を予定または実施している
患者さんが来院したら！

病院より周術期等の口腔機能管理を依頼されることが増えています。今回は、放射線治療・化学療法を予定または実施している患者さんに対して周術期等口腔機能管理を**文書により**依頼された場合の周Ⅲの算定方法等について解説します。

対象患者

がん等に係る放射線治療、化学療法実施患者（予定の患者も含む）
緩和ケアを実施している患者

算定

周術期等口腔機能管理料（Ⅲ）（周Ⅲ）**月1回 190点**

算定期間

放射線治療・化学療法もしくは緩和ケア中

周術期等口腔機能管理計画にもとづき、歯科医師が口腔機能の管理を行い、管理報告書を作成し患者に提供した場合、**月1回**算定できます。

P ポイント

- ① 周計を算定した日から算定 **可**
- ② 提供する管理報告書は患者の状態に大きな変化がない場合であっても、前回提供した日から **3か月以内に1回以上**、提供が必要となります。
- ③ 手術前に放射線治療か化学療法を実施する場合は周Ⅰ、周Ⅱの手術前と同月内に算定できます。



周Ⅲ算定と同月算定ができない管理

歯科疾患管理料（歯管）、歯科特定疾患療養管理料（特疾管）、歯科治療時医療管理料（医管）
がん治療連携指導料（がん指）、在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料（訪問口腔リハ）
歯科疾患在宅療養管理料（歯在管）、在宅患者歯科治療時医療管理料（在歯管）、歯科矯正管理料

周Ⅲ算定時のカルテ、レセプト記載の注意事項

カルテ

管理報告書の内容を記載するか、写しを添付。

【管理・リハの**その他欄**】周Ⅲ 190 を記載。

レセプト

【**摘要欄**】依頼文書中記載の放射線治療、化学療法等の**実施日**または**実施予定日**を記載。

（依頼文書中の記載で実施予定日が決定していない場合においては**実施日未定**等、
抗がん剤服用患者に対してであれば**抗がん剤服用中**等、緩和ケア中は、**緩和ケア中**
等と記載）

周術期等口腔機能管理料(Ⅲ)の算定例

放射線治療・化学療法
を実施する病院
緩和ケアを行う医療機関

文書依頼

連携する歯科診療所（自院）



周術期等口腔機能管理計画策定料
(周計) 300点

周術期等口腔機能管理料(Ⅲ)
190点 (周計算定後・月1回算定できます)

周術期等専門的口腔衛生処置1(術口衛1) 92点

- ・ 周Ⅲを算定した月においては**月1回**算定できます。
- ・ 周Ⅲ算定患者に対して**訪衛指と同日に算定できません**が
歯清、在口衛と同月内には算定できません。
- ※歯清、在口衛算定後に手術を実施した場合は算定できます。

周術期等専門的口腔衛生処置2(術口衛2) 100点

歯科医師または歯科医師の指示を受けた**歯科衛生士**が、
がん等にかかわる放射線治療・化学療法を実施する患者に限り
口腔粘膜炎に対して口腔清掃、口腔粘膜保護剤を使用した
場合に算定できます。一連の周術期等口腔機能管理を通じて
1回を限度として算定できます。

口腔粘膜保護剤 エピシル口腔用液 10mL 766点

病名 **口腔粘膜炎** ※Stom、口内炎では算定できません。
患者の状況から「術口衛2」の算定がなく口腔粘膜保護材のみ追加で使用し算定する場合は、レセプト【摘要欄】に
前回の算定年月日、追加が必要となった患者の状況等を記載
します。

術口衛1
92点
周Ⅲ算定月
月1回算定できます



放射線治療・化学療法実施

術口衛2 100点
一連の治療で一回のみ算定できます

次月以降
放射線治療
化学療法治療
緩和ケア中
周Ⅲ・術口衛1
毎月算定できます